

5 令和5年度事業執行方針

〔総務課〕

1 保健所運営協議会の開催

真に市民から親しまれる保健所業務の進展を図るため、学識経験者、関係機関、団体等からなる保健所運営協議会を開催し、地域保健及び保健所運営に関する事項を審議する。

2 適正な医療等の確保

病院等における科学的かつ適正な医療等の提供を確保するため、医療法等に基づく許可・届出等の事務処理及び立入検査を実施する。

3 医療の安全確保のための支援

地域における医療安全を推進するため、患者・家族等から医療に関する苦情・心配や相談を受け、中立的な立場から医療機関、患者・家族等に対する助言、情報提供等を行い、患者・家族等と医療機関との信頼関係構築の支援を行う。

また、地域における医療安全推進のための意識啓発を図る一環として出前講座を実施する。

4 医薬品等の安全確保

医薬品・医療機器、毒物・劇物等の適正な管理を確保し、それらによる健康被害の発生を未然に防止するため、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、毒物及び劇物取締法等に基づく許可・届出等の事務処理及び立入検査を実施する。

5 献血運動及び骨髓バンク登録の推進

医療に必要な血液を献血により確保するため、福島県赤十字血液センター、郡山市献血推進協会等の関係者と連携して市民に対する献血思想の普及を図り、福島県献血推進計画に基づく本市の献血目標量の達成に努める。

また、骨髓バンクのドナー登録を推進するため、福島県赤十字血液センター、福島県骨髓バンク推進連絡協議会郡山支部等の関係者と連携して市民に対する骨髓バンクの普及を図るとともに、献血バスの運行に合わせた献血併行型骨髓バンクドナー登録会を開催する。

骨髄移植等のドナーが骨髓等を提供しやすい環境を整えるため、骨髄提供ドナーとなった市民に、提供時の休業補償相当の助成を行う。

6 子どもの薬物乱用防止教室

市内の小学校における薬物乱用防止教育を支援するため、小学校5年生及び6年生を対象として開催される薬物乱用防止教室に職員を講師として派遣し、喫煙、飲酒、薬物乱用の心身への影響等について指導を行う。

7 内部被ばく検査の実施

原発事故後の市民の長期的な健康管理を図るため、ひらた中央病院における内部被ばく検査受検者の検査費用を市が負担する

「放射線内部被ばく検査等業務に関する協定」を締結している公益財団法人震災復興支援放射能対策研究所（ひらた中央病院内）において、ホールボディカウンタによる内部被ばく検査を受検した18歳以下の市民の検査費用を市が負担する。

8 自家消費野菜等放射能検査の実施

原発事故後の食品の安全確保及び食品に対する不安を解消するため、市民が持ち込む食品等に含まれる放射能検査を実施する。

◇検査場所

- ・保健所1階

◇検査日

- ・月曜日～金曜日（祝・休日及び年末年始を除く。）

◇検査機器

- ・非破壊式検査機器

9 個人積算線量の集計・分析

原発事故後の市民の長期的な健康管理を図るため、電子式積算線量計を貸出して個人の積算線量の集計や分析を行う。

〔健康政策課〕

1 保健統計調査の実施

科学的な保健衛生行政の推進・充実を図るため、人口動態調査統計をはじめとする各種統計調査を行う。

2 救急医療体制の確保

初期救急医療を担う休日・夜間急病センターの運営、郡山医師会への在宅当番医制の運営の委託を行うとともに、二次救急医療を担う救急告示病院等に対する運営経費の助成を行う。

3 医療従事者の就労支援

看護職をはじめとした医療従事者の就労の現状について関係機関と情報交換を行い、課題を整理するとともに、医療機関、ナースセンター、ハローワーク等の関係機関と連携し復職へ向けた支援を行う。

また、助産師就労支援の取組の一つとして、県内の助産師養成機関に在籍する学生に修学資金を貸与する市内の医療機関等に補助金を交付する。

4 医療介護連携事業

地域包括ケアシステムの取組の一つとして、県中医療圏の関係機関と連携し、要介護状態の患者の退院後、在宅医療・介護に移行しても切れ目のないサービスが受けられるよう「退院調整ルール」を運用し、評価・見直しを行う。

5 地域医療確保対策事業

本市における福祉等、関連する既存計画やデータの分析を実施するほか、中核市を中心とした事例調査や先進地の事例研究を行うとともに、関係団体との懇談等を実施し、地域医療の推進及び確保に向けたビジョンを形成する。

6 SDGs 推進全世代健康都市圏創造事業

全ての世代の人々の健康に着目し、医療・介護情報等を多角的に分析し、疾病構造、介護の認定状況や、介護に至る要因等を把握することで、科学的根拠に基づく各種保健事業・介護予防事業等を実施する。

7 新興感染症対策体制整備事業

新型コロナウイルス感染症をはじめとした新興感染症に対応するため、感染管理認定看護師（ICN）を育成する事業を行う市内の第二次病院群輪番制病院に対し、感染管理認定看護師の育成に要する費用の一部を補助するとともに、ICNの相互の情報共有と、保健所・ICNの協働による統一した感染対策を実施するため、ネットワーク会議を開催する。

[保健・感染症課]

1 感染症予防対策の推進

感染症法に基づき、患者等の人権を尊重する中で、感染症の発生の予防及び患者の医療に関して迅速かつ的確な体制を図る。

また、種々の感染症の発生動向を的確に把握する目的として実施する感染症発生動向調査事業により、医療機関からの届出に基づく情報を各関係機関に還元することで予防啓発を促し、感染症のまん延防止を図る。

2 エイズ予防対策の体制整備及び性感染症対策

エイズのまん延防止及び偏見の解消を図るため、エイズに対する正しい知識の普及啓発を推進する。

また、近年、梅毒感染者数が増加傾向にあり、平成29年度からHIV抗体検査に併せて梅毒抗体検査を導入したところであり、引き続き検査相談体制の充実を図るとともに思春期保健事業や市政

きらめき出前講座を拡充するなどさらに知識の普及啓発を行い、感染予防に努める。

3 結核予防対策の推進

結核の感染、発病の予防及び結核のまん延を防止するため、登録患者及び家族等に対して訪問指導等を行う。

また、治療中断のリスクの高い患者や服薬継続困難な患者へ服薬継続支援を行う。

さらに、治療終了した患者の精密検査の徹底及び発病のおそれの高い接触者に対して健康診断の勧告を行う。

また、医療費の公費負担制度の適用により早期治療を実施し、適正医療を推進する。

4 予防接種の推進

市民に対し、感染症のまん延防止及び疾病予防、健康保持・増進を図るため、正しい情報を提供するとともに、安全な予防接種及び接種率の向上に努める。

また、児童の予防接種については教育委員会等と連携し、積極的な接種奨励を行う。

5 精神保健福祉対策の推進

社会環境の変化や人間関係の複雑化によるストレスの増大により、心身の危機に陥りやすい環境であることから、関係機関との連携を強化し心の病の予防と精神的健康保持・増進を図る等、個々に応じた心の健康づくりの推進に努める。

また、精神障がい者の早期治療の促進と人権に配慮した適切な精神医療の確保を推進することで病状悪化や再発を防止するとともに、社会復帰を促進し、地域で安心して自分らしい暮らしができるよう支援する。

併せて、精神障がい者に対する正しい知識と理解が図られるよう普及・啓発を行い、住みよい環境づくりを推進する。

6 自殺対策の推進

セーフコミュニティ活動における自殺予防の取組みを推進するとともに、「郡山市いのち支える行動計画」により、保健、医療、福祉、教育、労働等の各分野との連携を図り総合的な自殺対策を推進する。

7 難病対策の推進

難病患者に対して、事業の普及啓発や相談、訪問指導、保健・医療・福祉の連携等による支援を行い、患者やその家族が安心して治療に専念できる環境づくりを推進する。

[健康づくり課]

1 健康増進計画の策定

健康増進法第8条第2項に基づく市町村健康増進計画について、現計画である「第二次みなぎる健康生きいきこおりやま21（改訂版）」が今年度末をもって計画期間が終了となるため、令和6年度から施行する「第三次みなぎる健康生きいきこおりやま21」の策定に向けた検討を行う。

2 成人・高齢者保健の推進

健康増進法に基づき実施する各種がん検診の受診率及び精密検査受診率向上のため、検診対象者への受診勧奨を強化する。

また、メタボリックシンドロームの予防に重点をおいた生活習慣改善指導を実施する。

3 栄養改善・生活習慣病対策の推進

(1) 乳幼児の栄養教室

子どもの健全な発育のため、乳幼児期から「食」に関する知識を学び、基本的な食習慣や正しい食生活を身に付け、将来への生活習慣病予防を図る。

(2) 食生活サポーターの育成・協力栄養士の活用

日常の生活習慣における栄養・運動・休養の正しい知識の普及を図るため、食生活サポーターの育成強化及び協力栄養士の保健事業活用により、生涯を通じた地域ぐるみの健康づくり活動を推進する。

(3) 食環境の整備

健康増進法に基づき、食産業や給食施設との連携により、栄養・食生活に関する正しい情報の提供やメニューへの栄養成分表示、ヘルシーメニューの提供などの食環境づくりを推進することにより、生活習慣病の予防を図る。

(4) 特定給食施設における栄養管理

健康増進法に基づき、栄養管理の適正化の指導、栄養に関する情報の提供及び給食を通じた地域住民の食生活の向上を図るため、特定給食施設に対する研修会を開催する。

(5) 受動喫煙防止対策事業の推進

健康増進法に基づく受動喫煙防止に向けた周知啓発を強化するとともに、禁煙施設等の認証による社会環境の整備や未成年の喫煙防止に関する周知啓発、禁煙支援を実施し、受動喫煙防止対策を推進する。

(6) 運動習慣の定着の推進

市民から募集し認定したウォーキングコース「遊・悠・友と歩こう元気路」の周知啓

発を図るとともに、「こおりやま生きいき健康ポイント事業」の実施やこおりやま健康ウォーキングの開催により、市民の健康増進に努める。

(7) 国民健康・栄養調査の実施

健康増進法に基づき、国民の健康状態や栄養摂取量等を調査し、栄養改善に関する資料を得る。

4 食育の推進

食育基本法第18条に基づき策定した第四次郡山市食育推進計画に基づき、市民一人ひとりが食育への理解を深め、健全な食生活を実践するため、家庭・地域・学校・行政等が連携を図り、食育を推進する。

また、郡山市健康づくり推進懇談会において、食育に関する情報収集や意見交換を行い、食育の普及や推進を図る。

5 歯科保健事業の推進

生涯を通じた歯及び口腔の健康づくりの推進を図るため、郡山市歯と口腔の健康づくり推進条例に基づき、ライフステージに応じた生活習慣病と関連する歯科保健事業を行い、歯科保健水準の向上に努める。

6 各保健センターの運営

4か所に再編した保健センターの安定的な運営を図り、市民一人ひとりの多様なニーズに応じた積極的なアプローチを行う相談・支援体制の確保を図る。

〔生活衛生課〕

1 生活衛生関係営業の衛生確保対策の推進

生活衛生関係営業の振興を図るとともに、これら営業施設に対する監視指導を実施し、衛生水準の維持向上に努める。

2 建築物の衛生的環境確保対策の推進

延べ床面積が一定規模以上の建築物に対し、衛生的環境確保のため監視指導を行う。

3 住居の衛生確保対策の推進

快適な住環境を確保するため、市民を対象に住環境改善に関する相談事業の実施やリーフレット等の配布により啓発を図る。

4 水道施設の監視指導の実施

飲用水の安全性を確保するため、専用水道、簡易専用水道、給水施設等に立入り、適正な維持管理について監視指導を行う。

5 レジオネラ症防止対策の推進

レジオネラ症の発生防止のため、循環式浴槽や冷却塔等を有する関係施設に対し指導を行うとともに、講習会の開催やリーフレット等の配布により啓発を図る。

6 食品営業施設等の監視指導の実施

食品営業の許可事務及び食品衛生監視指導計画に基づく食品等事業施設の監視指導を実施するとともに、食品の収去検査を行い、食品に起因する危害防止を図る。

また、食品中の放射性物質の基準値を超えた食品の流通を防止するため、市内で製造・販売されている食品について、放射性物質検査を行う。

7 食品安全対策の推進

食中毒の発生を未然に防止するため、食品等事業者や市民を対象として衛生講習会や啓発活動を実施するとともに、食中毒の発生時には、迅速かつ的確な調査を行い、原因究明と被害の拡大防止を図る。

8 狂犬病予防対策の推進

狂犬病の発生を未然に防止するため、郡山獣医師会開業部会と連携・協力し、犬の登録及び狂犬病予防注射の徹底を図るとともに、放置犬に対する捕獲・抑留等を実施し、犬による危害の防止を図る。

9 動物愛護支援事業の実施

人と動物が共生したよりよい社会を目指し、動物の愛護と適正な管理の推進を図るため、次の事業を実施する。

- (1) 動物愛護週間行事の実施、市ウェブサイト・SNSによる情報発信などの普及啓発活動を実施する。
- (2) 保健所で収容した犬・猫について、所有者への返還を行うとともに、動物愛護ボランティアと連携し、譲渡の促進を図り、殺処分数の減少に努める。
- (3) 飼い主のいない猫のエサやトイレの適正な管理を行う登録団体に対し、不妊去勢手術の助言等の活動支援を行う。
- (4) 動物取扱業者及び特定動物飼養者に対し、適正な動物の取扱い等の法令遵守の指導を行う。

[検査課]

1 市民等からの依頼検査の実施

日常生活の安全性・快適性を求める市民のニーズに応えるため、食品や飲料水について、正確・迅速な検査を行う。

2 行政検査の実施

保健衛生行政を遂行する上で、その科学的根拠を提示するため、正確・迅速な検査を行う。

3 食品衛生検査施設としての業務管理基準の推進

検査実施標準作業書、機械器具保守点検標準作業書及び試薬等管理標準作業書等に基づき、内部点検・外部精度管理を実施し、業務管理基準の推進を図る。

4 検査機能の充実・強化

市民及び行政ニーズに対応できる体制を整えるために、老朽化により検査精度の維持が困難になりつつある機器及び製造中止等により修理不能の機器を計画的に更新する。また、検査の精度を維持するため、年度毎の保守点検計画に従い専門業者に委託し保守点検を行う。

5 技術研修

各種学会・研修会に参加し、職員の資質の向上や検査技術の習得を図る。

6 放射性物質検査の実施

平成23年度から順次機器を整備し、検査員の技術力向上を図ってきた。市内に流通する食品のより一層の安全・安心の確保のため、ゲルマニウム半導体検出器により、放射性物質検査を継続して実施する。

[食肉衛生検査所]

食肉衛生検査所は、市民に対し安全で衛生的な食肉を供給する目的で策定された郡山市食品衛生監視指導計画に基づき、家畜疾病等異常肉の排除、腸管出血性大腸菌等食中毒起因菌の感染防止のための微生物検査、動物用医薬品等有害物質の残留検査等を行っているが、更にと畜場の衛生管理及び適正処理を指導し、H A C C P^{*1}に沿った衛生管理体制の維持を最重要課題としている。

*1 食品の衛生管理手法の一つ。製造における重要な工程を常に監視することによって、製品の安全性を保証する衛生管理法をいう。

1 管轄と畜場のHACCPに沿った衛生管理状況の確認(外部検証)

と畜場法に基づくと畜場の衛生管理基準、と畜業者等の講すべき衛生措置の基準の遵守状況等を、

外部検証(現場検査、記録検査、微生物試験)を実施することにより、食用に供するために行う獣畜の適正な処理を確保する。

2 TSEスクリーニング検査の実施

生後24か月齢以上の神経症状及び全身症状を示す牛についてはTSEスクリーニング検査を実施する。めん山羊についても法令に基づきTSE^{*2}スクリーニング検査を実施する。

※2 TSEとは伝達性海綿状脳症のこと、牛のほかヒトを含めた他の動物にも見られる病気の一つ。

異常プリオントンパク質と呼ばれる病原体が主に脳に蓄積することで脳の組織がスポンジ状になり、最終的には死に至る病気をいう。

3 放射性物質スクリーニング検査の実施

本市内でと畜処理された牛以外の食肉（豚、馬、めん山羊等）について、食品衛生法の基準値を超える食肉の流通を防ぐため、スクリーニング検査を実施し食肉の安全、安心を確保する。

4 食肉の微生物制御

動物由来感染症を含む食中毒起因菌等の食肉汚染防止のため、腸管出血性大腸菌等の食中毒起因菌検査を定期的に実施し、衛生管理状況を確認し適正な指導を行う。

5 食肉中有害物質の残留防止

食肉中の動物用医薬品等の有害物質を対象とした定期的な収去検査を実施し、食品衛生法の基準値を超える有害物質の残留防止を図り必要な措置を行う。

6 疾病の排除

家畜疾病及び動物由来感染症並びに異常肉等の排除を行う。

7 食品衛生検査施設としての業務管理の確立

食品衛生検査施設の業務管理基準（G L P）に基づき、内・外部精度管理及び検査機器の保守点検を的確に実施することにより業務管理の徹底を図り、併せて作業書の整備を行う。

8 技術研修・調査研究

各種研修会に参加し、資質の向上及び診断技術の習得を図り、調査研究を通じ検査技術の研鑽を行う。

9 と畜検査結果のフィードバック事業

と畜検査結果を生産サイドへ還元することにより、家畜疾病を減少させ、衛生的な食肉生産を促す。